

鳥取県漁業調査船建造工事に係る  
一般競争入札

入札説明書

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

1	調達内容	1
2	入札参加資格	1
3	契約担当部局	2
4	入札手続等	2
5	入札に関する問合せの取扱い	3
6	入札参加者に要求される事項	3
7	事前提出物	3
8	資格審査について	4
9	入札条件	4
10	入札保証金及び契約保証金	5
11	入札の無効条件	5
12	落札者の決定方法	5
13	契約における特約事項	6
14	契約書作成の要否	6
15	手続における交渉の有無	6
16	契約手続において使用する言語、通貨及び時刻	6
17	専属的合意管轄裁判所	6
18	その他	6
19	入札説明書添付資料	7

# 入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県漁業調査船建造工事 一式

### (2) 業務の仕様

鳥取県漁業調査船代船建造仕様書、一般配置図、仕様特記事項及び指定メーカー表による。

### (3) 業務期間

鳥取県議会の議決を得た日から令和10年1月31日まで

### (4) 納入場所

鳥取県が指定する岸壁（境港市）

### (5) 入札方法

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和7年1月31日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した業務の履行が可能な技術的能力を有し、業務期間内に確実に履行できる者であること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(7) 平成27年4月1日から入札参加資格書類の提出時点までに、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人及び公立大学法人を含む。）が

所有する調査、研究、観測、実習又は練習を目的とする総トン数100トン以上の漁業調査船又はこれに準ずる船舶の建造実績（現在建造中を含む。）を有する者であること。

- (8) 入札に係る漁業調査船を建造するために必要な船台を所有している者であること。
- (9) 軽金属、鋼構造等の製作に必要な工場設備及び技術を有すること。
- (10) 提出された技術審査資料により行う技術審査で、この入札に係る漁業調査船を建造するために必要な技術的能力を有すると認められる者であること。
- (11) 建造された漁業調査船に関する緊急時の対応、保守点検、修理、部品供給その他のアフターサービスについて、対応窓口及び実施体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑な提供ができると認められるものであること。
- (12) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。

### 3 契約担当部局

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

電話 0857-26-7339

電子メール gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 令和7年1月24日（金）から同年2月28日（金）までの間にインターネットのとりネット鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/gyogyou-chousei/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月24日（金）から同年2月28日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 交付場所

(1)と同じ

なお、鳥取県漁業調査船建造仕様書、仕様特記事項、一般配置図及び指定メーカー表については、アの期間内に電子メールにより直接交付するため、(1)の電子メールに社名及び担当者連絡先を明記し、件名を「鳥取県漁業調査船建造工事に係る資料送信希望」として送信することとし、併せて受信確認のための電話を必ず行うこと。

ただし、これにより難しい者には、直接交付又は郵送により交付する。直接交付を希望する場合は、アの期間中にイの場所で直接交付する。郵送を希望する場合は、令和7年1月24日（金）から同年2月28日（金）（必着）までの間に、送付先を記載した返信用封筒（A4判・厚さ約1.2cmが入るもの）に重量約550gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を貼り付けて(1)の場所に郵送することとし、郵送後は(1)の問合せ先に郵送した旨の電話を必ず行うこと。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月27日（木）午後2時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、3月27日（木）午前10時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県庁本庁舎4階 農林水産部会議室

(6) 入札結果の通知

入札結果については、令和7年3月31日（月）までに入札参加者（郵便等による入札参加者に限る。）に通知する。

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第9号）を作成し、電子メールにより4

(1)の場所に令和7年2月28日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「鳥取県漁業調査船建造工事の入札について」と記載すること。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和7年3月14日（金）にインターネットのとりネット鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/gogyo-chousei/>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和7年2月28日（金）午後5時までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

(1) 入札参加資格確認書（様式第1号）

(2) 鳥取県漁業調査船建造入札に係る提出書類一覧表（様式第2号）

(3) 主な装備、設備、機器構成表

ア 任意書式

イ 品名・メーカー名・型式・数量・標準価格等が明記された一覧表形式のもの

ウ 製品カタログを添付すること（コピー可）。

(4) 建造工程表 着工日は令和7年7月とすること。

(5) 船舶の建造状況、建造造船所の船渠、船台及びドック使用予定表（現時点における最新の船舶の建造状況、空き状況）を添付すること（様式第3号）。

(6) 船舶建造実績調書 2の(7)に該当する船舶の建造に係る契約書の写し（建造が確認できる書類の写し）、竣工パンフレット（主要目及び主要設備の記載されたもの）を添付すること（様式第4号）。

(7) 船舶建造主要技術者調書 船舶建造技術者は、自社正社員（常用雇用）に限る。

ア 技術者・技能者の履歴書等を添付すること（様式第5号）。

(8) 会社概要 会社概要（パンフレット等）及び会社体制表（建造組織図）

(9) 保守サポート体制について 障害受付窓口、保守サポート拠点等の障害受付から復旧作業に関わる体制を記入すること。

ア アフターサービス体制

- ・体制図
- ・修理工場（工場名、場所等）
- ・メンテナンス会社名等
- ・部品供給期限 製造停止後5年間

イ クレーム処理方法

- ・具体的な作業を記載したフォローチャート等を添付すること。

(10) 入札参加資格審査結果通知書 前記2(2)の資格認定・登録に関する書類の写しを添付すること（前記2(2)の新規又は変更の登録者のみ）。

## 8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年3月7日（金）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年3月11日（火）午後2時までに書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事（地方機関の長）は、説明を求めた者に対して令和7年3月14日（金）までに書面により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書（様式第6号）に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (5) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第7号）を4の(5)（郵便等による入札の場合は4の(1)）の場所に提出しなければならない。

なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

- (8) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (9) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (10) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
  - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
  - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出すること。
- (11) 入札者は、協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を4の(5)(郵便等による入札の場合は4の(1))の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (8) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札(4の(4)の郵便等による入札の場合を除く。)
- (10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (11) 協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。くじ抽選は、別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

13 契約における特約事項

この入札による契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年鳥取県条例第6号)第2条の規定により、鳥取県議会において議会の議決を要する場合がある。この場合、まず仮契約を締結することとし、議会の議決を得たときに、当該仮契約は本契約として効力を生じるものとする。

14 契約書作成の要否

要

- 15 手続における交渉の有無  
無
- 16 契約手続きにおいて使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- 17 専属的合意管轄裁判所  
本件調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- 18 その他
- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
- なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第11号）を、4の(1)の場所に提出すること。
- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第8号）を、4の(1)の場所に提出すること。
- なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で

落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

- (7) 鳥取県議会令和7年2月定例会等において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

19 入札説明書添付資料

(1) 鳥取県漁業調査船代船建造仕様書

(2) 一般配置図

(3) 様式

- ・ 入札参加資格確認書（様式第1号）
- ・ 鳥取県漁業調査船建造入札に係る提出書類一覧表（様式第2号）
- ・ 船舶の建造状況（様式第3号）
- ・ 船舶建造実績調書（様式第4号）
- ・ 船舶建造主要技術者調書（様式第5号）
- ・ 入札書（様式第6号）
- ・ 委任状（様式第7号）
- ・ 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第8号）
- ・ 入札質問書（様式第9号）
- ・ 入札辞退届（様式第10号）
- ・ 契約保証金免除申請書（様式第11号）
- ・ 仮契約書(案)

(4) 別紙

- ・ くじ抽選の方法について